議　事　録

１　会議の名称　　令和４年度　第１回佐賀県森林審議会
２　日　　時　　令和４年５月３１日（火）１４：００～１６：００
３　開 催 場 所　　佐賀県庁新館４階特別会議室
４　出　席　者　　委員１０名
（吉田会長、大串委員、白石委員、杉原委員、堤委員、
福田委員、福本委員、藤田委員、藤村委員、満原委員）
５　次　　第
（１）開会
（２）農林水産部長あいさつ
（３）審議事項
・さがの森林・林業ビジョン（仮称）の策定について
・佐賀県森林環境税の方針について
（４）その他
（５）閉会

〇吉田会長
議事録署名委員を御二人、今回は大串委員さん、杉原委員さんにお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。
〇大串委員・杉原委員
はい。
〇吉田会長
ありがとうございます。御二人決まりましたのでよろしくお願いいたします。
それでは、議題１のさがの森林・林業ビジョン（仮称）の策定について審議に入りたいと思います。
事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：林業課企画振興担当係長　夏井）資料２を説明

〇吉田会長
説明ありがとうございました。
このビジョンについて、皆さんの意見を聞いてある程度修正されたものが出てきているみたいですけども、最終的に 12 月の審議会で最終調整をするということで、今日は皆さんにもう一度御意見を聞くという機会になったと思います。
各委員の方々には、今の説明ないしここに書いてあることについて自由に御意見をいただければと思います。それでは、何かありましたら挙手をして御発言ください。よろしくお願いします。
〇堤委員
さが林業アカデミーをここで知りましたけど、どういうことを考えられているか聞きたいです。
〇小山田林業課長
本日は、どうぞよろしくお願いします。
まずは、皆様方にいろんな意見を事前にいただきまして、本当にありがとうございます。
只今の堤委員さんの御質問にお答えいたします。
さが林業アカデミーでございますけれども、全国的に見れば非常に多くの県で一年間通

じて林業就業者を育成するアカデミー、あるいは林業大学校がございます。
佐賀県はあまり大きな県でありませんので、難しいなというふうに思っていたのですけども、近年、林業就業者がどんどん減っており、年間で 10 人ずつくらい減っておりますので、これはなんとかせんといかんということで、佐賀県版の林業アカデミーというのを考えたいと思いました。
委員さん方の御意見にもありましたけれども、ある程度、知識とか技術力をもった人を事業体にとりいれたいという要望に応えるため、令和４年度から林業アカデミーに取り組もうと考えております。
まだ始まっておりませんけれども、その概要は、県内それから近県の方で仕事をしているけれども、自然の中で働きたい、あるいは失業者であって職を探している人を集めようということで、県内でセミナーを開催するということを考えています。
そこではしっかり、林業とはこういうものですよ、林業事業体とはこういうものですよ、というのを教えたいと思っております。
また、佐賀県と近県だけではなくて、関東近郊でもそういう人を集められないか、つまり、Ｕターン者とかＩターン者を集めたいと考えておりまして、東京でもそういったセミナーを開催して、あわせてまた別の日に、県内の林業事業体、あるいは県営林の中で林業の体験をしてもらうというふうに考えております。
そのようにセミナーと林業体験を一つのセットにして、仕事してみようかという人を対象に、大体１か月半ぐらいの研修を林業試験場などでやりたいと考えております。
そこで知識とか技術を身に付けることで、最終的にはアカデミーの修了生と林業事業体をマッチングさせるということを考えております。以上です。

○堤委員

なかなか、今、作業員を募集しても集まらないので非常にそういうのはありがたいですし、現に新規で来てもうちの作業員が誰かを育てるためには、非常に教えるのに時間がかかって、本来の自分の仕事を中断しなくてはならないので、そういう制度は非常にありがたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

○吉田会長

ほかにございますか。

○杉原委員

先ほど言われましたように、林業の現場作業員の不足というのは避けて通れない道となっております。
そこで私たちもどういった対応をしていくのかということで、なかなか森林組合とか林業団体では取り組めない問題がございまして、ある程度、県の森林組合連合会のほうで人員を募集して作業員を確保して、いろんな森林組合から要望があったときには派遣するとか、そういうことが出来ないかということも今検討をさせていただいているところでもございます。
やはりこれも県のいろんな支援ですね。今、ものすごく支援していただいているんですよね。ですから、これからもこの支援体制が必要じゃないかなと思っております。
それともう一つがウッドショック。このウッドショックの影響で木材価格が急騰したということで、山林所有者の方も今まで見向きもしなかった自分の山林に関心を持ってきていらっしゃる。
そしたら最近は民間の業者さんたちもですね、皆伐、山ひと山全部買って市場に搬出すると。それがもう県内全域に広がりつつあるわけですよね。伐って出してお金にしてもらうのはいいわけですが、やはり行政から指導も必要じゃないかなと思います。
伐った後には植林をしてもらって、50 アール以上は必ず植林をしていただくとか、そのあたりの補助体制もできるものであればお願いをしたいなと思っているところでございます。

○吉田会長

ありがとうございました。

私から一ついいですか。今、人の話が出たので。

このビジョン自体は人を育てる場合は作業員の方を育てるとかなんですけども、今出たように、実は山主さん自体をもう少し教育しないといけないのではないか。

なぜかというと、昔は恐らく農村で山を持っていて、でも、次の代になると結局相続して山もわからない人もたくさんいるはずなんですね。

その実態がまだ分かっていませんけど、その人たちを教育しないと、今みたいに材価が高いときに恐らく買いたたかれている可能性がある。

５年前なんですけども山のほうに村有林があって、その村有林をたくさん買ってくれてよかったという話があったのですが、内容を聞くと、山を全く調査しないまま森林簿のデータを利用して、それに原価をかけて、あとは費用を引いて計算していた。

御存じのように、森林薄は計画を立てるための数字ですので控え目の数値になっております。

ということで、現地を全く調査しないまま売り買いがされている場合も、恐らく多々あると思います。

村有林の場合は数十ヘクタールだったんで市の方も会議に入っていたんですけども、それでもそれが通っているということ自体に私は驚きを隠せませんでした。

ですので、森林所有者さんに今だからこそもう一度、森林にはこういう価値があるんですというふうな教育も、やっぱりこの中に入れないといけない。

12 ページに人を育てるとありますけど、この中に所有者さんを育てるということを入れたほうが良くないかなと。そこが抜け落ちているような気がします。

もしそこが、非常に難しいと思うんですけど、うまくいけばこのようなものに積極的に参加してくれる、やっぱ価値があるんだなと、じゃあ、間伐しましょうかとか、伐採しましょうかという話にもなる。また、当然、再造林をしましょうということにもなるわけで、正しい山の評価をしたらこうなります、この山を皆さんどうしましょうかというふうな教育が出来ないかなと思った次第です。

ぜひ入れられるようであれば、検討していただきたいというふうに思います。

○小山田林業課長

どうもありがとうございました。

現在、１２ページのほうで取り組み方針を掲げております。

人を育てる、林業就業者を確保する等の柱を作って、その中に取組方針を掲げておりますけれども、取り組みについてはもう少し肉付けしていきたいなと考えております。

今、おっしゃられました所有者を育てる、あるいは活用、評価できる林業事業体の方を育てるということを、取り組み方針、あるいは取り組みの中に盛り込んでいきたいと考えております。

それから杉原委員さんから、皆伐したあときちんと再造林をするという行政的な指導が必要であるとの御指摘がございました。そのような取り組みにつきましても、この中に盛り込んでいきたいと思っております。

それから、担い手に関する各種支援、あるいは前提となる林業事業体の経営基盤を強化するというような対策として、さがの林業再生プロジェクトもやっておりますので、そういったものを継続してやるということも頑張っていきたいと思っています。御意見ありがとうございました。

○吉田会長

そのほかの方から御意見ございますか。

○大串委員

スライドの９ページの、佐賀県の森林・林業の現状と課題というところで、人工林の齢級構成というのがありますよね。

それで、51 年から 55 年生がピークということなんですけども、全国的に見ると、たしか日本全国で森林の面積は変わらないけども材積はどんどん増えていっていると、要するに木のボリュームが増えていっているんですね。

そうするとそれの管理をどうするかっていうのが非常に問題となっていて、佐賀県の場合にもこれが、10 年後とか 20 年後になったときにどういうふうになっていくのかっていう予測と、それに対する対策というのがこの森林ビジョンの中に入ってきていいのかなっていう気がしたんですけどどうでしょうか。

〇小山田林業課長

大串委員さん、ありがとうございました。

９ページの上の方ですけれども、戦後昭和 30 年代、40 年代に植林を盛んにした結果このような形になっておりまして、現在、非常に主伐、皆伐が少なく、この山が何もしなければそのまま右にいってしまうんじゃないかなと考えております。

そこで９ページ下の課題のところに、間伐や主伐・再造林などの適切な森林施業ということを書いております。

若いところの間伐っていうのは当然ですけれども、ピークになったところでもいきなり皆伐するのではなく、林業を盛んにすべきところは伐採して植林していくっていうのを繰り返しますが、そうじゃないところもあります。

例えば傾斜が急だとか山奥だとか、そういったところは間伐を繰り返しながら針広混交林にもっていくということも考えておりますので、そういった場合もやはり間伐というのが必要になってくると思います。

林業振興ゾーンについては、積極的に主伐をして、そこにしっかり植林するということが大切だということで、そのシミュレーションをすることにより、大串委員のおっしゃられましたように 10 年後 20 年度もどのような形になるのか、あるいはどのような形を目指すのかというのも考えていきたいと思います。

どうもありがとうございました。

〇藤村委員

今、お答えいただいたことに関連して一つ質問したいんですけども、山奥に行くほど皆伐とかではなくて、間伐とか小規模な伐採を繰り返しながらということおっしゃったんですけども、所有者のほうからみると、不便なところほど一気に全部皆伐してしまいたいと思っていることもあるかと想像できるんですけども、そういう方たちに対して、例えば補助とか、あるいは指導とか、そういうことと結び付けて考えておられるとしたら、それについてお聞きしたいと思います。

〇小山田林業課長

只今の御意見についてお答えいたします。

今は奥地であっても道がある程度を通っていれば、そこから作業道を通していって機械を使って効率的に搬出すると、搬出間伐っていうのでも収益を上げることが出来ますし、主伐をしてまた次植林をしてっていうことも可能なんですけれども、ただ場所によっては道を作ることはできない。

林業事業体の方にそういう山をみてもらうと、この山は補助金を使ってもプラスにならないよと、もしやりかえたとしても赤字の山になるというようなところもやっぱりありますので、そういうところは例えば、公的な管理ということで、森林所有者の方が市町に山を預けて、市町で森林環境税を使って繰り返し間伐をして針広混交林に持っていくなど、その場所によってやり方というのは考えていかなければいけないと思っております。

ですので、林業ができる林業振興ゾーンにつきましては、より森林所有者の方が収益を得られるように集約化ですね、みんなで一緒に間伐をしましょうとか、みんなで一緒に主伐をしてそのあと植林しましょうとか、そういうことを県では進めておりますし、集約化した場合に、林業事業体に対する補助を行うというような制度もやっているところでございます。よろしいですか。

○吉田会長

ほかにございますか。よろしいですか。

○白石委員

13、14 ページになるかと思うんですけども、森林のゾーニングを平成 20 年ぐらいからやっておられており、今後目指すべき森林ということで針広混交林とか防災につながる森林、森づくりということは、森をつくるという意味でのラッピングかと思います。

そういった中、中期目標の候補案の中で森林の整備とありますが、目標の中で主伐面積とか間伐面積、数値的な部分も今後検討されていくかと思うんですけども、そうした中、いわゆるゾーニングした森林の保全ゾーンとか、そういったところの施業とかあるかと思うんですけども、例えば主伐面積とか間伐面積とか以外にも針広混交林化とか広葉樹林化等の数値目標なども少し検討するのもいいのかなと思っていますので、プラスアルファということで、御検討いただけないかなと思っているところでございます。

○小山田林業課長

ありがとうございました。

13 ページのスライドで、森林保全ゾーンにつきまして公的な管理を中心としてやりますよということを言いましたけれども、白石委員さんのおっしゃいましたように、例えば竹を切って広葉樹を植えるといったこともやることとしております。

ですので、14 ページの中期目標に関しましては、森林整備の中で主伐面積、間伐面積だけでなくて、以前のビジョンの中でも広葉樹の植栽方針とか掲げておりましたので、今おっしゃいました針広混交林の面積や広葉樹の面積などについて目標に掲げることを検討させていただきます。どうもありがとうございました。

○吉田会長

そのほかに何かございますか。

○大串委員

たしか、去年 12 月に私が言ったのかもわかりませんけども、小中高校生とか、大学まで含めた教育の中に、森づくりの活動を取り入れるという話をしたような気がするんですけども、今、佐賀県で進められている森川海人っプロジェクトというのがありますよね。

プロジェクトが森だけでなくて、森、川、海、全部、つながっているんだというところで、そういうところから県民の関心を高めるような取り組みっていうのを、森だけ、森林だけじゃなくてやるのもいいんじゃないかなという気がするんですよね。

例えば海だったらやっぱり玄海、有明がありますけども、有明のほうでもなかなか有明海に最近関心を持ってない方が多く、海のいろんな再生に対して理解を得られるためにも、そういうふうな意識づくりというのは非常に大事だと思いますし、今後、森林環境税の話も議論されると思いますけど、そこでもやっぱり県民の理解や啓発活動というのが、ひいては、うまくいい方向に行くんじゃないかと思いますので、ぜひ森林だけじゃなくていろんな森川海人っプロジェクトの中で、そこに関心意識がいくような取組というのも、森林整備課とか林業課だけではない横断的な取組でやっていただきたいなという気がしております。以上です。

○吉田会長

ありがとうございました。そのほかに、どうぞ。

○吉良森林整備課長

大串委員から森川海のつながり、森川海人っプロジェクトについてお話がありましたので、少し御紹介させていただきます。

御手元に森川海人っプロジェクトの冊子がございます。１ページめくっていただきますと森川海は一つということで、佐賀の豊かな海、有明海と玄海がございますけれども、そこと県内の山々とは川を通じてつながっていますので、そういった自然環境をやっぱり我々人が、子供たちも含めてしっかりと未来につなげていくということが大事だと認識しておりまして、平成 29 年からこのプロジェクト関係に取り組んでます。

このプロジェクトの取組としては、森林、林業関係者だけではなく、川の関係者、それから漁業関係者とかを含めて関わりを持っております。

先日も佐賀市の北山にある 21 世紀県民の森に、漁協の山づくりということで有明海漁協さんに約 5、60 人お集まりいただきまして、山に広葉樹の植栽活動をするという取り組みをさせてもらったところでございます。

今、そういった取り組みを、我々は県民の方に広く啓発していく必要があると思っておりますので、このプロジェクトを通じてさらに県民意識の向上につなげていきたいと思っております。

なおこのビジョンの中で、そういったところをどういうふうに盛り込んでいけるのかについては、もう少し検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○吉田会長

そのほかに何かございますか。

○藤田委員

14 ページなんですけれども、中期目標の項目等については今後検討というふうに書いてありますけれど、県民協働のボランティアの数も増やしていこうというところも書いてあるんですが、受け入れる団体の方の強化であったりとか、そういう団体も増やすことも検討していただけたらなと思います。

やはり団体も長くなってくると、団体自体が縮小していったり、高齢化していったりしているので、その団体を継続してもらうような基盤強化などにも力を入れていただいて、受け入れる団体さんも増えていけたらなと思いました。よろしくお願いします。

○吉良森林整備課長

ありがとございます。

藤田委員さんからありましたように、森林ボランティア活動を今後も増やしていくためには、やはり団体そのものを広く強くしていく必要があるというようなご指摘があると思います。私たちもですね、そのように考えているところでございます。

先ほどの森川海人っプロジェクトに関しても、チーム森川海人ということで登録していただいておりまして、それはボランティア団体に限らず、市町とか、森林組合さんとかもやっていただいております。

こういった活動をさらに広げながら取り組むことも大事だと思いますし、やっぱりお互いに情報交換をしながら取り組んでいくことが、団体の強化につながっていくんじゃないかなというところは、我々もそう思っておりますので、そういう取り組みも今後また考えていきたいと思っております。

数値目標にどういうふうに入るかは、少し議論していく必要があるかなと思っております。以上です。

○吉田会長

最後に 1 人だけ御意見をお聞きして次に移りたいと思いますけど、どなたかから御意見、御質問等ございますか。よろしいですか。

なさそうなので、御意見は出尽くしたということにしたいというふうに思います。

ということで最初に申し上げましたようにスケジュール的には 12 月を目途に、今回、皆さんからいただいた意見等々について県の素案と突き合わせながら検討を進めてまいりますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

○大串委員

スケジュールでは 7 月下旬にも審議会があると書いてありますけど、やるんですかね。

○小山田林業課長

今日御意見をいただきまして、その御意見を反映させたビジョンの案を作成し、7 月の審議会でもう一回御意見をいただきまして、ある程度 7 月の段階で固めたいなと思っているところでございます。

そして、それをこの審議会の御意見だということで承りまして、県庁内ですとか関係者

の意見を聞きながらまとめていきたいなということで、次の審議会を 7 月に開催する予定としております。よろしくお願いしたいと思います。

〇吉田会長

それでは、このビジョンについてはこれまでにしたいということにいたします。ありがとうございました。

それでは次に、佐賀県の森林環境税の方針について審議をしたいと思います。

まずは最初に、事務局のほうから説明をお願いいたします。

（事務局：林業課企画振興担当係長　夏井）資料３を説明

〇吉田会長

はい、ありがとうございました。

資料の 21 ページから 24 ページにかけて取組の方針が示されていると思います。

今、御説明ありましたけども、これもビジョンと同じように、今回御意見をお聞きして次回に向けて意見を集約するということになろうかと思っております。

佐賀県森林環境税の方針に関しても自由に御意見をいただければというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

〇大串委員

先ほどのスライドの 22 から 23 ページあたりに、取り組み方針の検討ということで、県の森林環境税と国の森林環境譲与税の違いみたいなことについての説明があったんですけど、森林環境譲与税の人工林の場合には、所有者が森林を管理する意向がない森林と書いてありますよね。

県の森林環境税の方は管理する意向が所有者にある場合の話なんですけども、それぞれの森林の面積は現在どのくらいあるんでしょうか。

それで、令和４年度の見込では国は 3 億 4、5000 万くらい、県の森林環境税は 2 億 5000 万、これが毎年入ってくるわけですけども、それぞれの森林の面積に対してそれを配分していくっていうのがどのくらい妥当なのかについてお聞きしたいんですけども。

〇小山田林業課長

今の大串委員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず森林環境譲与税ですけれど、森林所有者の意向がないということで、今現在、市町が５年計画あるいは 10 年計画くらいで地区をまわって意向を確認しております。

それが出ないと分からないんですけれど、人工林がだいたい全体で 6 万ヘクタールありますが、そのうちの１万から２万くらいなのかなと考えております。

一方、県の環境税の対象の森林としては、逆に言うと、それ以外ですね。

例えば、さがの森林採光事業を先ほど説明しましたけど、森林所有者にかわって県が間伐をすると 10 年間は主伐しませんよと、きちんと管理しますよという協定を結んでやっております。

そのあとは木を皆伐して、また植林するという経済活動につながる可能性がございますので、繰り返しになりますが、森林環境譲与税を除いた大体４万ヘクタールくらいが県の森林環境税の対象エリアになるんじゃないかなと考えております。

〇大串委員

そうすると森林環境譲与税の方の対象とする面積が少ないわけですよね。一方で毎年入ってくる税金は森林環境譲与税が多いわけでしょ。そうするとだんだん使うところがなくなってくるんじゃないですかね。

〇小山田林業課長

24 ページのイメージを見ていただいてよろしいでしょうか。

右上の青で示した部分、これが国の森林環境譲与税で実施するエリアのイメージとなっ

ております。県は市町の指導ということになっておりますので、市町の事業費３億の多くが、間伐などの森林整備に使われるんじゃないかなと考えております。

一方、県の環境税で実施するエリアは、先ほど森林環境譲与税の対象エリアを除いたエリアと申し上げましたけれども、県の環境税を使わずに、国、県の造林事業で林業という経済活動を続け森林を整備するという部分もありますので、それ以外の県の森林環境税で実施する分がこのオレンジの部分になりまして、金額は森林環境譲与税の３億と比べて２億５千万とちょっと小さいですけれども、ここを知恵を絞って荒廃森林を解消する、あるいは荒廃森林ができないような事業を展開していこうと考えております。

事業の内容は先ほど言いましたように、引き続きやる部分とプラスアルファでやる分でうまく２億５千万を使ってやっていきたいと考えております。

○吉田会長

ほかのところでもちょっと、30 ページだったでしょうか。

前回も言いましたが、森林はどんどん大きくなるので一度間伐したらそれで終わりということではなく、基本的にはよっぽど木が成長しない限り、100 年を越せばおそらく手入れはいらなくなると思うんですけども、40 年以上、50 年以上が半分近くになっているのでもう何十年かは、恐らくエンドレスでいくと思います。それが終わったら恐らくあまり手が要らなくなるんじゃないかなというふうに思います。

ただ一方で、私が 1 番心配しているのは、斜面にどんどん大きなものが立ってくる、要するに斜面の上に大きなものが乗っかってくるという危険性がある。

これは斜面とか、地形とか、それから雨の降り方とかによると思うんですけどその可能性がある。先ほどちょっとシミュレーションされると言われましたけど、そっちのほうが私としては怖いような気がするんですね。だから、ある程度置き換えるとそっちの危険性も出てくる場所がある。

ということで、間伐等の施業はエンドレスに近いかも知れないなというふうに思っています。

それに関しては先ほど 9 ページで、間伐したら 4 年後は下層植生が回復したとありましたが、そのあとどうなるのっていうと恐らくまたこう下がってくという、その繰り返しですね。

問題は、この採光事業は最終的には針葉樹と広葉樹の混交を目指しているわけですけど、恐らく単なる間伐だけでは絶対そうはならない。

下層植生がやっと半分とか 60%覆うような感じになりますけど、それ以上にはならないというふうに思います。

このあたりについては文章の整合性を取られたほうがいいかもしれませんね。もし本当に広葉樹をしようとすると相当皆伐しないと入ってこない。列状でも入ってこない。

恐らく国有林でも列状間伐されていると思うんですけど入りませんよね？

ちょっと御意見を聞かせてください。

○白石委員

場所にもよるかと思いますけれども、国有林の場合は列状間伐とかやってますんで、私が見ている感じでは入ってはきているのかなという気はします。

最初の 1 回がこういう形で列状行きますよ、次はまた違った形での列状入れますよという方向的な部分とか違ったりしてきますんで。

そういったところについて列を入れたところは広葉樹もですね、、、

○吉田会長

下層植生としての広葉樹？

○白石委員

下層植生的なものもまあ、多少ですね。

○吉田会長

ですよね、同じように混交するような形にはならないですよね。

○白石委員

そこまではまだまだ、年数的にもまだ短い部分もありますけども。

今後の状況を見ながらということになっていくと思います。

○吉田会長

ほかに何か。

○杉原委員

森林環境譲与税につきましては、やはり市町、自治体が事業を行うもので、あとは自治体が各事業者に仕事を任せるということになるんじゃないかと思いますけれども、やはり市町には、山林を所有しているけど跡取りもおらんで管理できませんよ、というような方が多数を占めるんじゃなかろうかと思うんですね。

しかし、この譲与税を徴収する自治体によっては、やはり人口が多い自治体は税収があるんですよね。ないところはもう 100 万とかぐらいしかないと、あと数千万とかいうところもあると思いますけど、そのあたりの整合性というか県のほうでカバーするとかそういうのはいれられないのか。

それと、さがの森林採光事業とありますけれども、これも事業として計画を立てていくというならば、引き続き事業できるのか。この採光事業がなくなったら、多分、荒廃森林がものすごく出てくると思うんですけど、そのあたりの現状と、今後どういった定義をしていただくのかについてお話いただきたいと思います。

○小山田林業課長

21 ページをご覧いただきたいと思います。

この森林審議会の中で御意見をお伺いいたしますと、事業は継続する必要があるよ、ということを皆さんの御意見として賜ったのかなと思っておりまして、21 ページの下に、これから、と記載しておりますが、今後、さがの森林採光事業を含めて継続するとした場合、具体的に今のままでいいのかと、プラスアルファですべきじゃないかというようなことを今回と次回で検討していきたいと思います。

採光事業をしっかりやって荒廃森林を解消するとか、新たに荒廃森林というのがまた別に出てくると思いますので、そういったところを今後解消していくということに努めていきたいと思っております。

それから国の譲与税でございますけれども、現在は森林面積が５割、人口が３割、林業就業者数が２割ですね、そのように配分されていますけれども、そもそも人口で配分する必要があるのか、そういう議論もございますので、国の動向をみながら、県の考え方をまとめていきたいと思います。

ただ、佐賀県の場合は森林面積をもっと重視してもらうということがプラスになるのかといったら、プラスにならないんですね。

むしろ人口密度がだいたい全国で 16 位ぐらい、森林率は全国で 39 位ぐらいですので、今の制度のほうがいいのかなと。森林面積を重視されると譲与税というのが減るのかなというふうに思っておりますので、そういった点も考えながら県としての意見を考えていきたいと思っております。

○吉田会長

そのほかに、どうぞ。

○福田委員

先日、木青会の上部団体の日本木材青壮年団体連合会の全国大会がございまして、その中で林野庁との意見交換会ということで林野庁さんに意見ができる場がありました。

その中で森林環境税（国税）についてお話があっていたんですけど、あまりにも使い勝手が漠然としすぎていて、もう少し指針を出してもらえないだろうかという意見が出ていました。

やっぱり森林があるところと全然ないところがあって、使い勝手を決めてしまうと使いづらいところもあるかと思いますけど、そういった意見が出ていたので、これから使い方

に対して、以前とちょっと違ったところが出てくるんじゃないかなと思いました。以上です。

○吉田会長

よろしいですか。そのほかに何かございますか御意見。

○満原委員

質問させていただきたいんですけれども、採光事業をする場所の決め方というのは、県が場所を決めて、県から所有者に採光事業やりたいという申し出があって、承諾を得たら協定、ということでいいんですか。それでは、もし所有者側からここどうにかしたいっていう要望があった場合には市町に言うっていうことですか？

○小山田林業課長

荒廃森林を再生するという趣旨で採光事業をやっておりまして、重点的に解消しなければいけないというエリアを決めて、決めたらそこの集落に入って行って了解を得て、協定を結び森林整備をやっていくっていうのが実態です。

その他のエリア、例えば、荒廃していない森林をお持ちの方が間伐をしてくださいとか、搬出間伐してくださいとか、主伐してくださいというのは通常森林組合などを通じてやっていただいている。

例えば、40 年生とか 50 年生とかの山を持っていると、間伐して材を木材市場に出せば収益はプラスになりますが、補助金使って収益プラスになりますか？とか、マイナスになりますか？というのを尋ねて、プラスになるようであれば森林組合がその山を間伐するというような流れに大体なっております。

一方で問題なのはやっぱり赤字になる山なんですよね。

赤字になるようだったら、ほったらかしにしているというのが実態です。

そのような中で、ほったらかしにならないように採光事業ではない、次代へつなぐという事業がありまして、荒廃森林を伐採してそのあと植林する場合に補助金の上乗せをしましょうと。通常だと 68%ですけども、県の環境税を上乗せして 90%やる、それで、そのあとの下刈りにつきましては、68%に上乗せして 100%で下刈りをしたりというような、きめ細かな取り組みが税を使ってできているということでございます。

○藤村委員

質問なんですけれども、荒廃林の所有者っていうのは、あまり山に関心がない方とか、あるいは外に出ているお子さんも多いと思うんですけれども、そういう方たちにはこの事業について周知しているんでしょうか。どういうふうに知らせているんでしょうか、という質問です。

○小山田林業課長

周知の方法についてお答えいたします。

多くの森林所有者の方は山々に結構残られているんですけれども、1 割 2 割はもう全然地区にいらっしゃらない、いわゆる不在村者がおられます。

ちょっと私の方ではよく分かりませんけれども、森林組合などを通じて集落に入り、荒廃森林の所有者に当たって間伐をすべき山というのをまとめていきますけれども、中には森林組合から事業の案内の手紙を承諾書と一緒に送って、印鑑がついてきたら間伐をするということをやられていると聞いたことございますし、そこは手つけられんねっていうところもひょっとしてあるかもしれません。

その場合は、ちょっと虫食いになるかもしれませんけれども、いろんな工夫をして荒廃森林を健全な森林に変えるというようなやり方をやっているようでございます。

○藤村委員

そしたら、その手紙にも反応されないような方が国の事業を使われる？

○小山田林業課長

そうですね。基本的には今までなんの事業も手をつけない、自分でもなんもしとうなかもんねと、市町にそういう制度があるんであれば市町に預けますよと、そのような森林を

市町が確保して国の森林環境譲与税を使って管理をしていくというのが、今回の森林環境譲与税の事業でございます。

○吉田会長

よろしいですか。

○福本委員

荒廃森林の解消状況というのが 15 ページにあり、荒廃森林が全体の半分だけが残るとあるのですが、残る半分とはどういったものなんですか？

○小山田林業課長

今回の対策は平成 30 年度からはじめまして、令和４年度までの５年間で行いますけれども、同じ業務を実施する場合に調査したところ、荒廃森林が 8,000 ヘクタールぐらいあるだろうということで、その 8,000 ヘクタールをこの税の事業を使ったり、あるいは林業の生産活動であります造林事業を使ったりして解消していくということで考えておりまして、だいたい予定どおり解消は進んでいるというのが今の状況でございます。

単純に申し上げますと、残りまだ 4,000 ヘクタールありますので、もう 5 年間でこの 4,000 ヘクタールは解消するということになりますが、実態としてはそのときは健全な森林も、また荒廃森林に移行している部分もありますので、この５年間の中で、また、県内の状況等を確認しまして、どのくらい荒廃森林があるだろうかということをもう一度調査して、この５年間の中で次期対策につなげていきたいなというふうに考えております。

○吉田会長

よろしいですか。この環境税についてその他に御意見ございませんか。

○大串委員

環境税といいますか、さっきのビジョンの話ともちょっと関係するんですけども、ウッドショックていうのがあるじゃないですか。

木材価格の高騰により木材を売る人たちの収入が増えて、その分税金が上がって生活が困るっていうことになるんじゃないですか？

最近、玉葱がものすごく高く、5 倍、6 倍、になったという話があって、税金がその分増えるから困ってるって話聞いたことがあるんですが、同じようなことがないかなと思ってですね。

○吉田会長

そんなことはないと思いますけど、収入を 10 分の 1 にして、それに税金がかかってその 10 倍という特殊な税法もあるんですね。

なので、恐らくそんなにお金を払わないといけないことは、私は聞いたことないですね。

昔、材価が高かったときはとんでもなく高かったと私は理解していますけど、今は適正な価格だというふうに思っています。

ただ、材価が高くなってもそれは川下の話であって、ずっと上に来る間にいろんな業者さんがいて、結局山まで来るとその利益がほとんどなくなるというのが現状ですので、材価が高くなったからといって、儲けるのは中間から下の方であって、森林所有者まで来るってことはあまり期待出来ないかな。

はい、どうぞ。

○堤委員

私たちは生業として木材生産をやっているんですよね。それで、自分の山で自分で切り出して市場に出だしたらその利益が乗ってくるんだけど、森林所有者は人に頼むなり、誰かに頼まなきゃならないので、利益を出すのはほぼほぼ無理と思うんですよね。

その頼む費用っていうのが、例えば一立米 1 万 9000 円ぐらい。木材生産しても、それに付随して一立米頼むコストが幾らかかるかですね。頼んだらそんなは残らないと思うんです。

私たちは生業として、いかにコストをかけないかで会社が運営できているのであって、材価が高いからというだけで利益になるというのはまず無理だと思います。

それにまた運賃をかけて市場まで運ぶとかもありますので、なかなかそういうのに携わってない方が思うような金額は残らないと思います。それが現状です。

広く10町とか持っていたら、機械も持って行って一回で済むとか、そういう費用が安くて済むんだけど、佐賀の山の持ち主さんの現状をみていたら、そんな大きい面積でもないので、多分採算ベースに乗るのには森林組合さんとかにお願いして、補助金をもらってやっと合わせてるとかだと思います。

ですので、所有者さんの手元にはそう考えるほど残りはしないと思います。

○吉田会長

こういうふうに材価が高くなるというのはこれまでなかったことですし、これから将来、自由に入ってくるかと言われると、入ってこないという状況も出てきたのかなあと思っています。

一方で戦後植えた木が、先ほどあったように50年生を超えて大きくなったから作業費がかかってるって話ですが、恐らく相殺するとそうでもないと、大きくなればなるほど本当は作業効率上がるはずなんですよね。

ということを考えると、決してマイナスなことではなくて、これからある程度プラスの面もふえてくるのかなと。先ほど言ったようにいかに集団化できるかですよね。

普通はサラリーマンとして働いて、土日は林業をやる。私は、ウィークエンドフォレストリーというふうに考えているんですけど、そこから幾らかでも収入が入ればそれでいいじゃないですか、というふうに思ったりしているところです。

結局、昔は農業やりながら林業をやっていて、農業収入と林業収入を合わせて100の収入を得ていたと思うんですけど、今その農業が独立しちゃって林業部分が残ったような感じになっていると思うんですね。

そこだけでやれって、それは無理ですので、さっき言ったようにたくさん面積があれば可能かも知れない、それが出来なければ集団化するしかない、という感じじゃないかなと思います。

でも、木が大きくなって、材価もこれまでほどにはならないとすると、プラスのほうが大きいかなと思うので、そこをうまくやっていけたらなと考えているとこです。

ただやっぱり、そういうことを所有者さんもわからない方がたくさん出てきつつあるということ、それと一般の方もなかなかわかりにくいですから、林業とは何かとか森林とは何かというＰＲがやっぱり必要なのではないかなと、正しい評価と、正しい宣伝が必要なんじゃないかなというふうに思います。

○藤村委員

環境税の話を聞いていて、さがの森林採光事業とかとてもネーミングもわかりやすくて面白いなというふうに思いました。

攻めと守りというふうに考えると、こちらは荒廃林を守っていくっていうふうな位置づけかなと思うんですけど、そういうふうに考えると、さがの森林・林業ビジョンに、例えば、会長のおっしゃったウィークエンドフォレストリーもその一つかもしれないですけども、キーワードや分かりやすい言葉、プランがあったら県民の方にもとてもアピールできていいのかなと思いました。

○吉田会長

ありがとうございます。その他に何かよろしいですか。

○白石委員

先日ですね、全然違う話なんですけど、天山のほうに登ってきました。

駐車場から降りてくるときに、60年生ぐらいの山だったかもしれません、列状も入っていましたが、非常にきれいに間伐していました。

列状と列状の間には通常の形状的な部分もちょっと入れながら間伐していまして、ちゃんと農林事務所さんのほうでやられている感じでした。

列状とかも入れることによって、下床植生も増えてくるという部分もあると思いますん

で、非常にいい山だったなあと思いながらですね、いい間伐をやっているなと。
現在進行形のような山でした。引き続き、取り組んでいただければというふうに思っております。

〇吉田会長

ありがとうございました。そのほかに何か御意見ございますか。よろしいでしょうか。
皆様から本当にいろんな意見を出していただいてありがとうございます。
それでは二つの議題とも終わりましたので、これで私の役をおろさせていただきたいと思います。
本当に今日はありがとうございました。事務局にお返しします。

〇永守技術監

吉田会長様はじめ、委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。
以上をもちまして、令和４年度第１回佐賀県森林審議会を終了させていただきます。
本日はどうもありがとうございました。